

郡山市告示第 150号

別紙に掲げる者について、令和8年度国民健康保険税納税通知書、国民健康保険税決定（更正）通知書及び国民健康保険税納付書兼領収済通知書を発送したが、その住所・居所が不明のため送達することができないので、地方税法第713条、郡山市国民健康保険税条例（昭和40年郡山市条例第134号）第32条及び郡山市税条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり期限を延長した。

については、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）第7条の規定により公示送達する。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該税納税通知書、税決定（更正）通知書及び税納付書兼領収済通知書の期限の延長があったものとみなす。

令和8年6月11日

郡山市長 椎根 健雄

1 期限延長の対象となる者  
別紙のとおり

2 期限延長の対象

地方税法又は郡山市国民健康保険税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関するもの

3 期限延長される期日

当該対象が令和8年4月30日までに到来したのについて、令和8年6月30日まで延長した

## 別紙

No.	氏名	通知書番号	備考
1	SAPKOTA RABIN	0000454591	令和7年度
2	NEPALI BASANT	0000454541	令和7年度
3	鈴木 怜次	0000457787	令和7年度
4	田野 裕一	0000459895	令和7年度
5	WAI YAN HTET	0000454486	令和7年度